

平成二十年三月十一日受領
答弁第一三三一号

内閣衆質一六九第一三一号

平成二十年三月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員宿舎を巡る諸経費の国庫負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆参議院議員鈴木宗男君提出国会議員宿舎を巡る諸経費の国庫負担に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

衆議院青山議員宿舎、高輪議員宿舎及び九段議員宿舎から赤坂議員宿舎に議員百七十五名が転居するために必要な経費については、衆議院からの概算要求と、平成十八年十二月十四日の衆議院議院運営委員会庶務小委員会における「青山、高輪及び九段議員宿舎から新赤坂議員宿舎への引越し費用は、本院で負担することとし予算化を要求。」との決定が同月十九日の衆議院議院運営委員会理事会で了承されたことを踏まえ、国会所管（組織）衆議院（項）衆議院（目）議員会館管理等運営庁費二十九億九千二百二十四万七千円の内数として四千二百一十六千円を平成十九年度予算に計上している。この経費については衆議院が執行しており、財務省としては衆議院事務局に照会を行い、事実関係を確認している。

四及び五について

特権とは、一般に、特定の人に特別に与えられる優越的な権利を意味するものと承知しているが、御指摘の「転居費用」の国庫負担は、四でいう特権に該当するか。」については、お尋ねの趣旨が明らかでないところ、お答えすることが困難である。

六について

「転居費用」が国庫により、つまり税金により負担されることは、現在政府が進めている財政再建並びに行財政改革に資するか。」について一概にお答えすることは困難であるが、赤坂議員宿舎への転居費用については、一から三までについて述べたとおり、衆議院からの概算要求と、衆議院議院運営委員会庶務小委員会の決定が衆議院議院運営委員会理事会で了承されたこと等を踏まえ、平成十九年度予算に計上しており、衆議院が執行している。